



島根県報

令和4年2月14日（月）

号外 第 1 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 5

告 示**島根県告示第85号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	宮内掛合線	出雲市佐田町原田517番7地先から同515番12地先まで	前	メートル 15.30～ 19.40	メートル 14.00	出雲県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 18.30～ 22.90	メートル 14.00		

島根県告示第86号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	大田桜江線	大田市祖式町字井手ノ尻1882番3地先から同町字三百田3225番2地先まで	前	メートル 5.50～ 11.00	メートル 135.00	県央県土整備事務所大田事業所	道路改良工事 拡幅
			後	13.72～ 57.01	116.70		
"	"	大田市祖式町字三百田3225番2地先から同町字古屋谷1881番地先まで	前	5.30～ 6.68	111.00		道路改良工事 拡幅
			後	13.75～ 35.53	127.50		
"	"	大田市祖式町字古屋谷1881番地先から同3241番地先まで	前	5.50～ 9.20	150.00		道路改良工事 拡幅
			後	19.39～ 42.58	124.30		
"	"	大田市祖式町字古屋谷3241番地先から同町字石佛3235番地先まで	前	5.50	120.00		道路改良工事 拡幅
			後	10.90～ 45.86	120.00		
"	"	大田市祖式町字石佛3235番地先から同地先まで	前 A	5.90～ 25.00	222.00		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			A	5.90～ 25.00	222.00		
			後 B	11.76～ 59.13	148.90		

〃	〃	大田市祖式町字石佛 3235番地先から同町字 藤恩1861番地先まで	前	5.74~ 17.42	142.70	道路改良工事 拡幅
			後	12.51~ 39.31	142.70	

島根県告示第87号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	宮内掛合線	出雲市佐田町原田517番7地先から同515番12地先まで	メートル 14.00	令和4年 2月14日	出雲県土整備事務所	